2　契約責任者は、一般競争及び指名競争への参加のためのいかなる条件も、当該競争に参加しようとする者が当該競争に係る調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

3　契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを一般競争及び指名競争への参加のための条件として課してはならない。

（競争参加資格に関する審査等）

第５条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうか審査しなければならない。

2　契約責任者は、指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3　契約責任者は、指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに指名競争参加資格審査申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。

4　契約責任者は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（一般競争の公告）

第６条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときにおいても、前項ただし書による入札公告の期間を短縮することはできない。

（一般競争について公告する事項）

第７条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　競争入札に付する事項

⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

⑶　契約条項を示す場所

⑷　競争執行の場所及び日時

⑸　入札保証金に関する事項

⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

⑺　政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受ける物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則実施要領（平成16年４月社達第96号）（以下「実施要領」という。）に規定する申請の時期及び場所

⑻　第12条に規定する文書の交付に関する事項

⑼　落札者の決定の方法

2　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3　契約責任者は、第１項の規定による公告において、契約責任者の氏名及びその所属する部等の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称

⑵　入札期日又は実施要領に規定する申請の時期及び場所

⑶　契約責任者の氏名及びその所属する部等の名称

（指名競争の公示等）

第８条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第６条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

2　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。

3　前項の基準により指名される者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において通知するものとする。

4　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

⑵　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第９条　契約責任者は、第６条第１項に規定する公告又は前条第１項に規定する公示をした後、当該競争に参加しようとする者から一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が一般競争参加資格又は指名競争参加資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果指名競争参加資格を有すると認められる者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第７条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第10条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（技術仕様）

第11条　契約責任者は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

⑴　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

⑵　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2　契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

（入札説明書の交付）

第12条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

⑴　第７条又は第８条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第７条第１項第８号に掲げる事項を除く。）

⑵　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

⑶　開札に立ち会う者に関する事項

⑷　契約責任者の氏名及び部等の名称

⑸　契約の手続において使用する言語